

別府市高齢者配食サービス事業実施要綱

制定 平成 12 年 4 月 1 日

別府市告示第 57 号

改正 平成 19 年 3 月 30 日

別府市告示第 88 号

平成 20 年 3 月 31 日

別府市告示第 103 号

平成 20 年 8 月 15 日

別府市告示第 237 号

平成 21 年 4 月 27 日

別府市告示第 151 号

平成 24 年 3 月 30 日

別府市告示第 119 号

平成 25 年 5 月 30 日

別府市告示第 209 号

平成 27 年 3 月 31 日

別府市告示第 109 号

平成 27 年 12 月 28 日

別府市告示第 425 号

令和元年 9 月 12 日

別府市告示第 368 号

令和 2 年 3 月 31 日

別府市告示第 290 号

令和 3 年 3 月 31 日

別府市告示第 168 号

令和 4 年 2 月 3 日

別府市告示第 32 号

令和 5 年 5 月 23 日

別府市告示第 118 号

令和 5 年 12 月 5 日

別府市告示第 470 号

(目的)

第1条 この要綱は、65歳以上の者（以下「高齢者」という。）で居宅生活を営む調理が困難なものに対し高齢者配食サービス事業（以下「事業」という。）を実施することにより、高齢者の健康保持及び孤独感の解消並びに安否確認の充実を図り、もって高齢者の福祉増進に資することを目的とする。

(事業の内容)

第2条 事業の内容は、次条に規定する対象者に対し、定期的にその居宅を訪問して栄養のバランスがとれ、高齢者に対する十分な配慮がされている食事を提供するとともに、安否確認を行い、健康状態に異常を発見したとき等は、直ちに関係機関への連絡等を行うこととする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する高齢者とする。

- (1) 本市で居宅生活を営む高齢者で調理が困難なもの（本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。ただし、本市の区域内に住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていないことにやむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。）
- (2) 各々の世帯員（同居して生計を一にする者をいう。以下同じ。）の公的年金等（非課税年金を除く。）の給付額（その額が公的年金等控除額を超えるときは、公的年金等控除額）、総所得金額及び非課税年金の給付額を合算して得た額が140万円及び60万円に世帯員数を乗じて得た額の合計額より少ない世帯に属する高齢者
- (3) 第6条第1項第1号の高齢者配食サービス利用審査票の点数がア若しくはイのいずれかに該当し、又はア若しくはイと同等の状態にあると市長が認める高齢者
 - ア I群が3点以上、II群が5点以上又はIII群が3点以上であること。
 - イ I群が2点以上、II群が4点以上及びIII群が2点以上のうち、いずれか2項目を満たしていること。
- (4) アからエまでのいずれかに該当する高齢者
 - ア ひとり暮らしの高齢者
 - イ 他の世帯員のいずれもが60歳以上であり、かつ、世帯員の1人が長期にわたり寝たきりの状態にあると認められる世帯に属する高齢者
 - ウ 世帯員のいずれもが調理及び外出が困難な状態にあると認められる高齢者、障害のある人等である世帯に属する高齢者

エ その他市長が特に必要と認めた高齢者

(事業の委託)

第4条 市長は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の営業許可を受けている者及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく老人福祉施設に、事業の一部を委託することができる。

(提供する食事の種類及び回数)

第5条 事業における食事の提供（以下「サービス」という。）は、一般食（カロリー、タンパク質、脂質、塩分等の量の制限には対応しないが、栄養のバランスがとれた食事をいう。以下同じ。）及び特別食（サービスを受ける者（以下「利用者」という。）の申出により、カロリー、タンパク質、脂質、塩分等の量の制限に対応した食事をいう。）

2 利用者が利用できるサービスの回数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般食 1日1回、週6回（日曜日を除く。）以内
- (2) 特別食 1日1回、週7回以内

(申請等)

第6条 事業を利用しようとする者は、高齢者配食サービス利用申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 指定居宅介護支援事業者又は指定居宅介護支援事業者若しくは地域包括支援センターが作成した高齢者配食サービス利用審査票（様式第2号）
 - (2) 居宅サービス計画若しくは介護予防サービス計画の写し又は地域包括支援センターが作成した高齢者配食サービス居宅サービス確認票（様式第3号）
 - (3) 世帯員全員の前年（この項に規定する申請を1月から6月までの間にする場合は、前々年）の収入額が確認できる書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項各号に掲げる書類のうち同意があって公簿等によりその記載内容を確認できるものは、省略させることができる。
- 3 市長は、第1項に規定する申請があった場合は、事業の利用の可否を審査し、サービスを行うことを決定したときは、高齢者配食サービス決定通知書（様式第4号）により、サービスを行わないことを決定したときは、高齢者配食サービス利用申請却下通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の場合において、サービスを行うことを決定したときは、高齢者配食サービス依頼書（様式第6号）により事業の委託をされた者に通知するものとする。

（変更申請等）

第7条 利用者は、サービスの変更を希望するときは、高齢者配食サービス変更申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、サービスの変更の可否を審査し、高齢者配食サービス変更決定通知書（様式第8号）により申請者に変更の可否を通知するものとする。この場合において、サービスを変更したときは、高齢者配食サービス変更依頼書（様式第9号）により事業の委託をされた者に通知するものとする。

（廃止の届出）

第8条 利用者は、サービスの必要がなくなったときは、速やかに高齢者配食サービス廃止届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（廃止決定）

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用の廃止を決定することができる。

- (1) 市外へ転出し、又は死亡したとき。
- (2) 前条に規定する届出があったとき。
- (3) 第3条第1号又は第4号のいずれかを満たさなくなったとき（第1号に該当する場合を除く。）。
- (4) 事業の利用が引き続いて3月以上ないとき。
- (5) 第10条第3項の規定による支払いをしないとき。
- (6) 偽りその他不正の手段により事業を利用したとき。
- (7) その他市長がサービスを利用する事が不適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により事業の利用を廃止したときは、高齢者配食サービス廃止通知書（様式第11号）により利用者に通知するとともに、高齢者配食サービス廃止依頼書（様式第12号）により事業の委託をされた者に通知するものとする。ただし、前項第1号又は第2号に該当し、事業の利用を廃止したときは、利用者への通知を省略することができる。

（費用）

第10条 サービスの1食当たりの経費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般食 850円以内
- (2) 特別食 1,000円以内

2 前項に規定する経費について、市は運営費相当分として次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を助成するものとし、残りの経費は実費相当分として利用者が負担する。

- (1) 一般食 500円
- (2) 特別食 500円

3 利用者は、前項の規定により負担する額を事業の委託をされた者に支払わなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 別府市在宅老人デイサービス事業実施要綱（昭和63年別府市告示第59号）により給食サービスを受けている高齢者については、従前のサービスを利用することができる。

(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間のサービスの1食当たりの経費等)

3 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間のサービスに係る第10条の規定の適用については、同条第1項第1号中「650円以内」とあるのは「850円以内」と、同項第2号中「800円以内」とあるのは「1,000円以内」と、同条第2項各号中「350円」とあるのは「550円」とする。

附 則（平成19年3月30日告示第88号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第10条第2項中「それぞれ300円」とあるのは、この要綱の施行の日から平成19年4月30日までの間は、「老人福祉施設に委託するものは340円を、食品衛生法により委託するものは300円」とする。

附 則（平成20年3月31日告示第103号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月16日告示第237号）

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成21年4月27日告示第151号）

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第119号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式の用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則（平成25年5月30日告示第209号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、平成25年6月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第3条及び第6条の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる高齢者配食サービス事業の利用の申請から適用する。

（経過措置）

3 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式の用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則（平成27年3月31日告示第109号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日告示第425号）

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（令和元年9月12日告示第368号）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日別府市告示第290号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日別府市告示第168号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月3日別府市告示第32号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5月23日別府市告示第118号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の第10条第2項及び附則第3項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和5年12月5日別府市告示第470号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、改正後の第10条の規定は、同日以後に行われる高齢者配食サービス事業における食事の提供について適用する。